

コンプライアンスハンドブック

【第2版】



深谷市行政監察室

このハンドブックに関する質問、ご意見をお待ちしています。

いただいたご意見等は、今後のハンドブックの作成に活かしていきたいと思ひます。

☆質問、ご意見は、

〒366 - 0029 深谷市上敷免858

深谷市消防本部内 行政監察室

内 線 (消防庁舎) - 270・271・272

直通電話 048-551-3711 FAX 048-551-3710

(初 版 平成21年8月21日)

(第2版 平成22年6月 1日)

はじめに

平成20年度に発生した生活保護費不正受給事件では、市の信用は低下し、市役所職員を見る市民の目は、極めて厳しくなりました。

私たち職員には、このような事件や類似した不適切な事務を再び起こさないため、職員それぞれが果たすべき役割において、公正かつ公平に職務を遂行していくことが求められています。

また、職務の遂行にあたっては、職員一人ひとりが、前例にとらわれず“より積極的に市民のために行動する”という視点を常に持ち、自ら考え実行していくことが大切です。

このコンプライアンスハンドブック（第2版）では、コンプライアンスを推進するために必要な考え方や取り組みをまとめていますので、職員の皆さんは、有効に活用してください。そして、業務中に“おかしいな？”と感じたら、勇気を持って行動してください。その行動が、市民の信頼を取り戻すことへ繋がっていきます。

全職員が一丸となって、更なるコンプライアンスの推進を図りましょう。

平成22年6月

行政監察室長

－ 目 次 －

コンプライアンスを推進するために	．．．．．	1
コンプライアンスの範囲	．．．．．	2
公務員倫理について	．．．．．	3
コンプライアンスを推進する行動原則	．．．．．	4
コンプライアンスを推進するため行うべきこと	．．．．．	5
コンプライアンスを推進するため行ってはいけないこと	．．．．	5
コンプライアンスを推進する取り組み	．．．．．	6
コンプライアンス推進体制図	．．．．．	7
コンプライアンスホットラインの活用	．．．．．	8
コンプライアンス自己チェックシート	．．．．．	9
公益通報条例について	．．．．．	12
公益通報に関する流れ	．．．．．	15
公益通報書（記入例）	．．．．．	16
不当要求行為等に対する体制の確立	．．．．．	17
コンプライアンスを推進するための法令検索ヒント集	．．．	18

コンプライアンスを推進するために

“コンプライアンス”は、「法令遵守」の意味でよく使われていますが、深谷市におけるコンプライアンスは、「法令遵守」だけではなく、「公務員倫理や社会常識も踏まえた広義のコンプライアンス」とし、「より積極的に市民のために行動すること」を目指しています。

コンプライアンスを推進するためには、特定の部課所や特定の職員だけがコンプライアンスの推進を行っても効果がありません。職員全員が日々の業務遂行時にコンプライアンスの推進を心掛け、コンプライアンスを推進する行動を起こすことが必要なのです。

このため、コンプライアンス推進上の疑問が発生した場合、職員がいつでも確認ができるように、市におけるコンプライアンス推進の取り組みをまとめたのがこのハンドブックです。このハンドブックを有効活用するために、ぜひ次のことを実践してください。

ステップ① コンプライアンスについて熟知してください

どれほど制度を整備しても、実際に取り組む職員がコンプライアンスについて理解していなければ、意味がありません。このハンドブックを読み、コンプライアンスについて熟知してください。

ステップ② コンプライアンスを推進する行動を始めてください

「より積極的に市民のために行動すること」が深谷市の目指すコンプライアンスの推進です。法令だけではなく、公務員倫理や社会常識を含めたコンプライアンスの推進活動を始めてください。

ステップ③ もし、おかしいなと思ったら

自分の仕事に関わる法令等について改めて確認してください。そして、仕事を点検して「コンプライアンス上、おかしいな？」と思ったら、勇気を持って相談をしてください。

- | | |
|------|------------------------|
| 相談先1 | 上司、同僚 |
| 相談先2 | コンプライアンス推進員（各部に1名います。） |
| 相談先3 | コンプライアンスホットライン、行政監察室など |
| 公益通報 | 行政監察員（12ページを参照） |

コンプライアンスの範囲

コンプライアンスを推進するには、コンプライアンスの範囲を理解することが大切です。深谷市におけるコンプライアンスの範囲は、「公務員倫理や社会常識等も含めた広義のコンプライアンス」であり、「より積極的に市民のために行動する」ことを目指しています。

公務員倫理も含めた広義のコンプライアンス

・法令遵守 + 「明示されていないこと、規定されていないことも積極的・自主的・誠実に対応すること」 ==> 「より積極的に市民のために行動すること」

「市民のために行動する」ために必要なこと

①誠実な行動

・うそをつかず、ごまかさず、市民のために尽くすこと

②公平、公正な行動

・えこひいきせず、誰に対しても平等かつ正しい行動をとること

③良識ある行動

・社会常識に照らし、信頼される行動をとること

④主体性

・物事を自律的に捉え、自発的に行動すること

深谷市のコンプライアンスの範囲は狭義のコンプライアンスではなく、広義のコンプライアンスです。

法令遵守のみを対象とした狭義のコンプライアンス

・法律、規則等の明示されている規定等に対応すること

「法令遵守」のために必要なこと

・違法な行為を行わないこと

※公務員倫理や社会常識を踏まえた上で、職員自らが物事を捉え、自ら考えて行動することが大切です。



公務員倫理について

私たちは、公務員として採用された時に、サービスの宣誓を行いました。地方公務員法の解説書によると、宣誓の内容は、憲法の尊重擁護と職務の誠実公正な執行となります。また、職員は、「憲法尊重義務」、「憲法擁護義務」のほかに、「忠実の義務」と「誠実の義務」の4つの義務について宣誓すると解されています。

採用された時の気持ちを思い出してみませんか。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 22 年 4 月 1 日

氏名 監察 太郎 

○4つの義務

①憲法遵守義務

職員がその職務を遂行するにあたり、憲法を遵守し、憲法に違反しないこと及び憲法の理念の実現のために積極的に力を尽くすこと。

②憲法擁護義務

憲法に違反する行為を予防するとともに、憲法に違反する行為に抵抗して憲法規定の実施に努めること。

③忠実の義務

上司の職務上の命令に忠実に従うこと。

④誠実の義務

上司の命令に従うことにとどまらず、全体の奉仕者たることの自覚に基づき、上司から命令を受けなくても自主的に公共の利益のために勤務すること。

コンプライアンスを推進する行動原則

あなたが、日々の業務の中で判断に迷ったら、次のことを自問してください。

そして、万一誤った行動をしてしまった場合は、上司や同僚、コンプライアンス推進員などに相談してください。深谷市には、悩んだ時の相談先が複数あります。

あなたがしようとしていることは

- ① 法律に触れませんか
- ② 社会の常識やルールから外れていませんか
- ③ 家族に説明して理解されますか



富山県庁に置かれている戒石碑(富山県のHPより)



爾の俸、爾の禄は、
なんじ ほう なんじ ろく

民の膏、民の脂なり
たみ こう たみ し

下民は虐げ易く、
かみん しいた やす

上天は欺き難し
じょうてん あざむ がた

【出典 「戒論辞」(後蜀)】

〈文意〉

公務員の給料は、
住民の血税である。
住民をしいたげやすいが、
天をあざむくことはできない。

コンプライアンスを推進するため行うべきこと

①法令遵守と公務員倫理の更なる向上

私たちは、自分自身の行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを自覚し、自らを律することが必要です。法令を遵守し、公務員倫理や社会常識を踏まえた上で、「より積極的に市民のために行動」しなければなりません。

また、勤務時間外等の私的な時間においても、公務員であることを忘れずに行動しなければなりません。

②公正な職務の執行

私たちは、市民全体の奉仕者であることを自覚することが必要です。特定の市民に対してのみ便宜を図るなど、市民に対して差別的な取扱いをしてはいけません。常に公正な職務の執行に当たらなければなりません。

③公共の利益のため全力で取り組む

私たちは、プロの公務員であることを自覚することが必要です。職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組まなければなりません。

コンプライアンスを推進するため行ってはいけないこと

①職務や職責を私的な利益に用いることの禁止

私たちは、常に公私の区別を明らかにし、職務や職責を私的な利益のために用いてはなりません。

②市民の疑惑を招く行為の禁止

私たちは、職務の遂行に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはなりません。

コンプライアンスを推進する取り組み

市としてコンプライアンスを推進する行動を活性化するため「1 組織としてコンプライアンスを推進する行動を促進する仕組み」、「2 職員のコンプライアンス意識を醸成する仕組み」、「3 コンプライアンスが守られているか確認する仕組み」の3つの仕組みを構築し、コンプライアンスの推進を図っています。

1 組織としてコンプライアンスを推進する行動を促進する仕組み

- ①コンプライアンス委員会の開催
- ②コンプライアンス推進員の任命
- ③コンプライアンスホットラインの活用

2 職員のコンプライアンス意識を醸成する仕組み

- ①コンプライアンス推進員によるコンプライアンスの推進
- ②コンプライアンス意識醸成のための情報共有掲示板の掲載
- ③コンプライアンス研修の実施

3 コンプライアンスが守られているか確認する仕組み

- ①コンプライアンス推進員による確認
- ②内部監察の実施
- ③公益通報制度（内部通報制度）の運用

